

指定介護予防支援事業所福山市地域包括支援センター新市運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人新市福祉会が福山市よりの指定を受け、開設する介護予防支援事業所福山市地域包括支援センター新市（以下「事業所」という。）が行う介護予防支援事業（以下「事業」という。）は、居宅において要支援状態にある高齢者に対し、適切な介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合かつ効率的に提供されるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定介護予防サービス等が、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行うとともに、市町、その他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(事業所の所在地および名称)

第3条 事業所の所在地および名称は、次の通りである。

- (1) 所在地 広島県福山市新市町大字下安井3500番地
- (2) 名称 福山市地域包括支援センター新市

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者（1名）（常勤）
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 保健師等（1名以上）主任介護支援専門員（1名以上）社会福祉士（1名以上）介護支援専門員（1名以上）事務員（1名以上）
保健師等・社会福祉士・主任介護支援専門員・介護支援専門員は、指定介護予防支援にあたる。
- (3) 認知症地域支援推進員（1名）
医療・介護の連携や地域における支援体制の構築など認知症に対する支援にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定介護予防支援の提供方法)

第6条 指定介護支援の提供の方法は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 事業所の相談室
- (2) 使用する課題分析票の種類 厚生労働省の示す様式を参考に地域特性が反映できるものとする。
- (3) サービス担当者会議の開催場所 事業所の会議室
- (4) 保健師等・社会福祉士・主任介護支援専門員・介護支援専門員の居宅訪問頻度 1回／3ヶ月

(指定介護予防支援の内容)

第7条 指定介護予防支援の内容は、次の通りとする

- (1) 介護予防サービス計画の作成
- (2) 指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整
- (3) その他の便宜の提供
- (4) 場合により、前(1)(2)(3)指定居宅介護支援事業所へ委託することができるものとする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行なう介護予防支援に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、通常事業の実施地域を超えた時点から路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、福山市新市町の区域とする。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 事業所は、職員の資質向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 府中地区介護支援専門員連絡協議会が開催する研修
 - (2) 広島県老人福祉施設連盟が開催する研修
 - (3) その他の研修
- 2 職員は職務上知り得た秘密を保持する。
 - 3 介護予防支援利用者に対する個人情報保護については、別に定める「個人情報保護規程」により取り扱う。
 - 4 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人新市福社会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、指定介護予防支援の提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附 則

- この規程は平成18年 4月1日から施行する。
- この規程は平成22年 9月1日から施行する。
- この規程は平成26年 4月1日から施行する。
- この規程は平成27年 4月1日から施行する。
- この規程は平成28年12月1日から施行する。
- この規程は平成29年 4月1日から施行する。
- この規程は平成29年 9月1日から施行する。
- この規程は平成30年 4月1日から施行する。
- この規程は平成31年 4月1日から施行する。
- この規程は令和 元年 9月1日から施行する。
- この規程は令和 2年 4月1日から施行する。
- この規程は令和 2年 8月1日から施行する。
- この規程は令和 2年10月1日から施行する。
- この規程は令和 2年11月1日から施行する。
- この規程は令和 3年 1月1日から施行する。
- この規程は令和 3年 4月1日から施行する。
- この規程は令和 3年10月1日から施行する。
- この規程は令和 4年 1月1日から施行する。
- この規程は令和 4年 3月1日から施行する。
- この規程は令和 4年 4月1日から施行する。
- この規程は令和 4年 8月1日から施行する。
- この規程は令和 5年 4月1日から施行する。
- この規程は令和 5年10月1日から施行する。
- この規程は令和 6年 1月1日から施行する。